

World Econo Move Grand Prix rd2.

ワールドエコノムーブ in 神戸空港

特別規則書

公示

本競技はワールド・エコノ・ムーブ グランプリの第2戦として行われる。環境意識の向上、低公害車の研究開発、大量普及そして物作からの環境教育、これらを開催目的としてJAF(日本自動車連盟)届出行事として開催する。

(第1章) 総 則

本大会すべての参加者は、本規定を理解したうえ、これを遵守することに同意したものとする。

第11条 競技車両の識別

レースは次の2レースに分かれて行われる。

1. ワールド・エコノ・ムーブ・グランプリレース(GPレース) 2Hレース

GP - 1・オープン・クラス / 2005.5.20現在18歳以上のドライバークラス

GP - 2・ジュニア・クラス / 2005.5.20現在15歳以上または18歳未満のドライバー及びメンバーを主体とするクラス。もしくは学校名(高等学校)でのエントリーでドライバーを含む半数以上が学生のチームのクラス。

2. エコノ・ムーブ 1Hレース

E1クラス / ドライバーを含む半数以上が高校生のチーム

E0クラス / ドライバーを含む半数以上が一般のチーム

ワールド・エコノ・ムーブ・グランプリレースはグランプリシリーズの有効ポイント獲得レースである。

第12条 プリーフィング

チームの登録代表者及びドライバーは、定められたプリーフィング及び競技委員会から召集された場合に参加しなければならない。

プリーフィング会場はおって通知する。

第13条 異議申し立て

異議申し立てを行う場合には、異議申し立ての対象となる事態の発生から30分以内に、書面にて提出しなければならない。

2 異議申し立てを行うことができるのは、各チームの登録代表者に限る。

3 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。

4 競技時間中の規則違反、不正行為に対する抗議は、競技終了後30分以内とする。

5 競技の最終結果に対する抗議は、暫定結果発表後15分以内とする。

第14条 公式通知

本規定以外に必要な事項に関しては、プリーフィング及び公式通知にて公示する。

2 緊急の場合は、場内放送などで伝達される。

第15条 規定の改正

本大会の実行委員会は審査委員会と協議の上、本規定を変更することができる。

第16条 規定の解釈

本規定に定められていない事項あるいは明記されていない事項については、本大会実行委員会が最終的な決定を下すものとする。

(第2章) エントリー

本大会は、2005年5月20日現在15歳以上の者であれば、誰でも参加できる。

第17条 参加申込み

- エントリーの受付は2005年2月28日から4月8日とする。
- 2 チームの登録代表者はメンバー全員の行動の責任を負うものとする。
 - 3 チームの登録代表者は、5月19日(木)12時まではメンバー及びドライバーの変更ができる。(保険料の返却はしない。)
- 但し、2005年5月10日以降の変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。
- 4 参加申込方法 / 現金書留にて必要書類とエントリーフィー・保険料を開催概要第9条大会事務局へ郵送する。又は必要書類を郵送しエントリーフィー・保険料を銀行振込する。
振込先 : UFI銀行 上本町支店 普通口座 4664534 エコカーフェスタ事務局

第18条 エントリーフィー

各クラスの参加料を以下の通りとする。

1. ワールド・エコノムープ・グランプリレース(GPレース) 2Hレース

オープンクラス : ￥27,000 - (バッテリー代含む)

ジュニアクラス : ￥20,000 - (バッテリー代含む)

2. エコノムープ 1Hレース

オープンクラスのみ : ￥17,000 - (バッテリー代含む)

ジュニアクラスのみ : ￥10,000 - (バッテリー代含む)

申し込み期限(2005年4月8日)内にエントリーを取り消した場合、参加料は払い戻すものとする。ただし事務局手数料として2,000円を差引後払い戻す。期限以降の取り消しの場合は、払い戻しをしない。

第19条 保険

参加チームのメンバーは、全員、本大会に関し、有効な保険に加入しなければならない。主催者の手配できる保険は次の通りとする。

ドライバー1名3,870円(死亡・後遺障害:1,000万円 / 入院3,500円 / 通院1,750円)

メカニック1名1,220円(死亡・後遺障害:500万円 / 入院3,400円 / 通院1,500円)

希望者は5月10日までに事務局必着で申込まなければならない。

各自手配による保険に加入する場合は、主催者の手配する保険と同等もしくはそれ以上の仕様であり、保険証書の複写(コピー)を5月10日までに事務局必着で送付しなければならない。

- 2 すべての参加者は、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、コース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

(第3章) 競技概要

この競技は与えられたエネルギーをいかに上手に使い切るかを競うものであり、創意工夫、知的挑戦のレースである。大会審査委員会、競技委員会役員名は公式通知にて発表する。

第20条 コース

この競技は平坦路約1500mの神戸空港内特設会場にて行われる。

第21条 競技方法

各チームにイコールコンディションのバッテリーが支給され、それぞれの性能に合わせた走行計画のもとにバッテリーを使い切って走行した距離(周回数)を競う競技である。

GP2Hレースは4個のバッテリーを1Hレースは2個のバッテリーを支給する。

第22条 公開練習(参加自由)

2005年5月20日(土)12:00~14:00 2Hレース・1Hレース混走にて行う。

バッテリーは自由とする。

第23条 公式予選

公式予選は約1500mのコースにてタイムトライアル1回とする。出走はゼッケン順とする。
公式予選に使用するバッテリーは自由とする。

第24条 決勝スタート

原則としてグリッドからの一斉スタートとする。

2 決勝のスタート順は予選結果順とする。

第25条 走行

原則としてすべての競技車両は左側(コース内側)走行とする。

2 走行は車間距離や速度差に充分配慮し、走行車両に追いついた場合は、右側を追い越すこととする。

3 後方に追い越そうとしている競技車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲って追い越しさせること。

4 いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。

5 競技時間中の修理は、ドライバーが車載工具を使って行う場合に限り認められる。

6 ドライバー及びオフィシャルを除き、いかなる場合も停止している競技車両に触れることは許されない。

7 すべての競技者は競技中に緊急車両、オフィシャルカー、公式記録員の車両がコース内を走行することを承知していなければならない。

第26条 競技終了

競技時間はGPレース2時間、1Hレース1時間とする。

2 先頭の車両に上記競技時間経過以後ゴール地点でチェッカーフラッグが振られその後全ての車両にチェッカーフラッグが振られ競技は終了する。

3 チェッカーフラッグは3分間振られる。

4 なんらかの理由により競技が中断した場合、それぞれのレースで3周回(先頭車両)以上でレース成立とする。

第27条 成績

周回数が多い順、又早く到着した順にその栄誉を表彰する。

第28条 競技の中止

次のような場合、参加者の安全を考え、競技を中止することがある。

(1) 強風の場合

(2) 豪雨の場合

(3) 災害よりコースが使用不能の場合

(4) その他、大会本部が競技の開催又は続行が不可能と判断した場合。

第29条 信号旗

競技に使用する信号旗は以下の通りである。

(1) 大会旗 : スタート旗

(2) 黄色旗 : 前方に停止車両もしくは遅い車両がある場合

(3) 赤色旗 : その場で停止

(4) チェッカー旗 : 競技終了

第30条 賞典

・ワールド・エコノムープ・グランプリレース(GP)

総合1~3位

カップ

オープンクラス(GP-1)1~6位

楯・副賞

ジュニアクラス(GP-2)1~6位

楯・副賞

・エコノムープ・1Hレース

総合1~3位

カップ

E1クラス1~6位

楯・副賞

E0クラス1~6位

楯・副賞

・その他 特別賞

(第4章) 車両規則

競技車両のデザインおよび構造は以下の各号を除き、自由である。

第31条 シャシー・ボディー

車輪:3輪以上とする。

- 2 車両サイズ : 全長 3.0m以内、全幅 1.2m以内、全高 1.6m以内とする。

第32条 モーター

特に制限はしない。

第33条 バッテリー

使用できるバッテリーの詳細は競技会特別規則に示す。

但し、バッテリーは車両にしっかりと固定され、短絡に対する保護がなされなければならない。

第34条 コンデンサー

コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることを証明しなければならない。

第35条 電装品及び他のエネルギー源

ブレーキ装置、電線、電気装置は、絶対に漏電等を発生させない考慮を必要とし、火災の危険から保護すること。車両の外部に取り付ける場合、外部から損傷を受けぬよう(飛石、腐食、機械的損傷等)すべてを考慮して防護策を講じなければならない。すべての配管、配線は暫定的なものであってはならずグロメット、コネクター、クランプ等を含め十分に安全性の高いものにしなければならない。

- 2 乾電池を含めて、特別規則に示されたバッテリー以外のいかなる電池(バッテリー)も搭載できない。但し、電気式スピードメーターおよび電子ブザーに使用する場合の電源については、独立配線が確認できるものに限り搭載可能とする。

- 3 人力も含めて、走行の補助となりうる機構又は装備は一切認められない。但し、駆動用モーターによる回生制動は除く。

第36条 安全性

ブレーキ:ドライバーが搭乗した状態で8%勾配のパネル上に制止可能なブレーキを装備すること。また、制動初速度20km/hから6mの距離で停止できる制動装置を装備することを強く推奨する。

- 2 競技車両の外側およびコクピット内に、危険につながると思われる不要な突起物があってはならない。

- 3 42ボルト以上の電圧を使用する時は、高電圧の警告表示を行わなければならない。

- 4 緊急の場合に備え、ドライバーは速やかに自力で脱出ができること。

- 5 警笛 : クラクションを装備しなければならない。ただし、電子ブザーは独立配線が確認できるものに限り搭載可とする。

- 6 視界 : 安全走行が確保できる視界が確保されていること。

- 7 後方視界:出来る限り大型のバックミラーを左右に2個以上装備しなければならない。

- 8 高速回転体(チェーン、スプロケット、ギアなど)には保護カバーを施さなければならない。

- 9 ロールバーの取付が望ましい。

- 10 ブレーキランプの装着が望ましい。

- 11 衝突時の安全の為、着座したドライバーの体が車両の基本構造(フレーム)の外に出ない構造であることが望ましい。

第37条 車両検査

競技に参加するすべての車両は、2005年5月20日に行われる公式車両検査を受けなければならない。

- 2 競技に参加するすべての車両は、車両規則に基づく項目ごとにその適合の確認を受けなければならない。

- 3 競技長より車両の修正を命じられた時間内に行えない場合は、競技に出場できない。

- 4 車両検査終了後は車両規則に定められた内容に関して変更してはならない。

- 5 競技終了後、成績発表まで車両を指定場所に保管すること。また、入賞対象車両は再び車両検査を受けなければならない。

第38条 競技番号(ゼッケン)及び公式ステッカー

参加車両は主催者が支給するゼッケン2枚と大会ステッカーを確認しやすい場所に貼らなければならない。

2 ゼッケン及び大会ステッカーはそれぞれ30×30cmの正方形に収まる形状とする。

第39条 ドライバーの体重

ドライバーの体重は60kgとする。

2 60kgに満たないドライバーは、不足分のウエイトを搭載することとする。このウエイトは車検時、スタート前、ゴール後の再車検時に確認することとする。

3 ウエイトは各ドライバーごとに用意をする事(一部でも共有してはならない)。

(第5章) その他

第40条 失格

次のような場合、失格を命ずる場合がある。なお、公式予選で失格したチームは、競技委員会・審査委員会において、そのチームが失格の原因を解消できることを確認したうえで決勝に出場することができる。

(1) 走行中に手押し又は足により、明らかに走行を補助している行為が認められた場合。

他のレース車両の安全の為、オフィシャル又はオフィシャルより依頼を受けた者が手押し等を行なった場合はこの限りではない。

(2) バッテリーの封印開封後、又はケースの破損が見られた場合。

(3) 本戦にて、支給されたバッテリー以外の電池又は別の電力手段が用いられたことが確認された場合。

(4) 競技中他車に追突し相手方がやむを得ずリタイヤした場合。

(5) 競技委員の指示に従わなかった場合。

(6) 審査委員会が悪質なマナー違反と判断した場合。

第41条 肖像権

参加者はエネルギーの有効活用の啓蒙活動及び『ワールド・エコノ・ムーブ』の広報活動の為に、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などにおけるドライバー及び車両の肖像権を大会実行委員会に提供するものとする。

第42条 広告

競技車両の車体に広告を付けることができる。

2 マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

第43条 エネルギーの換算規準

1Ep(エコパワー)/エコパワーとは、ガソリン1リットルのもつエネルギーを電気エネルギー(W h)に換算した値である。

本大会では、8,972Wh = 1Epとする。

第44条 大会使用バッテリー

当大会で使用するバッテリーの仕様は次の通りです。

型 式	FT4L - BS
電 圧	12V
容 量	3Ah / 10HR

同使用バッテリーの事前購入希望者は(テストラン・予選使用可)は送料・バッテリー×4個10,000円にて販売します。詳細は大会事務局までお問合せ下さい。

第45条 補則

すべての参加者は、競技運営上のあらゆる規定、大会競技委員の指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎み『ワールド・エコノ・ムーブ』大会を構成するあらゆる関係機関及び関係委員の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

付則

この規定は、『2005 ワールド・エコノ・ムーブin神戸空港』に摘要されるもので、2005年3月1日より施行される。